

令和7年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(2月28日追加提出分)

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第38号	宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについて	宇治市職員の退職手当に関する条例	1
議案第39号	宇治市職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員旅費条例	3
		宇治市固定資産評価審査委員会条例	20
		特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	21
		宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	22
		宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	23

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第39号	宇治市職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市実費弁償条例	24
		宇治市介護保険条例	25
		宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例	26
		宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例	27
議案第40号	宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員等公務災害補償条例	28

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の4（略） （勤続期間の計算）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつた</p> <hr/> <p>_____ときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に</p>	<p>第1条～第6条の4（略） （勤続期間の計算）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員（宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第____号）第2条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。	規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
6～9 (略)	6～9 (略)
第8条～第20条 (略)	第8条～第20条 (略)

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員等 に対し支給する旅費の基準を定め、公務の円滑 な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 本市が職員及び職員以外の者に支給する旅費に関しては、他に 特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する本市の職員及び職員以外の者(以 下「職員等」という。)に対し支給する旅費の基準を定め、公務の円滑 な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 本市が職員等に対し 支給する旅費に関しては、他の条例に 特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(常時勤務する在勤公 署のない場合又は旅行命令権者(旅行依頼を行う者を含む。以下同 じ。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認め る場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住 所又は居所を離れて旅行することをいう。 (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若 しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命じられた職員がそ の転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行すること をいう。 (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
(新設)	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(出張命令等)</p> <p><u>第2条 出張命令及び旅費の支給に関する手続きについては、市長が定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいう。</p> <p>(削る。)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p><u>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合(新たに採用された職員のその採用に伴う移転のための赴任にあつては、規則で定める場合に限る。)には、当該職員に対し、旅費を支給する。</u></p> <p>2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員</p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>の遺族</u></p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたことその他これらに準じるものとして規則で定める事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けること</p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>ができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>(旅行命令等)</u></p> <p><u>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</u></p> <p class="list-item-l1">3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p><u>(旅行命令等に従わない旅行)</u></p> <p><u>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により</u></p>
(新設)	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></p> <p>(旅費の種目及び内容)</p> <p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの中の内容については、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 <u>旅費は、この条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な</u></p>
<p><u>(旅費額等)</u></p> <p>第3条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料とする。</u></p> <p>2 <u>移転料を除く前項の旅費額は、別表の定額による。</u></p> <p>3 <u>外国に旅行する場合の旅費及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)を準用し、市長が別に定める。</u></p> <p><u>(旅費の計算)</u></p> <p>第4条 <u>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の</u></p>	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>旅費により計算する。ただし、天災その他やむをえない事情により最も経済的な通常の経路および方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u></p> <p><u>(旅費の請求手続)</u></p> <p><u>第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</u></p> <p><u>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p> <p><u>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合は、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p><u>4 支出命令権者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該</u></p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(鉄道賃)</p> <p><u>第5条 鉄道賃は、次の区分によつて旅客運賃及び急行料金(これに伴う通行税を含む。)により計算する。</u></p> <p>(1) 旅客運賃は、グリーン車を運行する路線であつても、グリーン料金を加算しない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 特別急行車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものにあつては、その乗車に要する急行料金を支給する。</p> <p>(3) 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のものにあつては、その乗車に要する急行料金を支給する。</p>	<p><u>概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p><u>第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(削る。)</p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	(3) 寝台料金
(新設)	(4) 座席指定料金
(新設)	(5) 特別車両料金(市長が特に必要があると認める場合に限る。)
(新設)	(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(船賃) 第6条 船賃は次の区分によつて旅客運賃(はしけ賃、さん橋賃及び通行税を含む。)により計算する。	(船賃) 第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1) 運賃 (削る。) (削る。) (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金(市長が特に必要があると認める場合に限る。)
(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃	
(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃	
(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<u>(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</u>
(新設)	2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、次の各号に定める額とする。
	(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃の額
	(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃の額
	(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃の額
2 前項第1号及び第2号の規定に該当する場合においては、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。	3 前項第1号及び第2号の規定に該当する場合においては、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
(航空賃)	(航空賃)
第7条 航空賃の額は、現に要する旅客運賃を支給する。	第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるもの)をいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、現に要する旅客運賃とする。
(車賃)	(削る。)
第8条 特別の事情で旅費額表の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額を支給する。	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 車賃は、全路を通算して計算し、1キロメートル未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第9条 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合または船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</p> <p>(移転料)</p> <p>第9条の2 市立学校等本市の施設内に居住して同施設に勤務する職員が、他の市立施設に勤務を命ぜられた場合、住居を新任施設に移転する費用として、移転料を支給する。</p> <p>2 移転料の額は、1回10,000円以内とし、そのつど市長が定める。</p> <p>(新設)</p>	(削る。)
	(削る。)
	(その他の交通費)
	<p>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。</p> <p>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動</p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p><u>2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p><u>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>
(新設)	

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>(外国旅行の旅費)</u></p> <p><u>第19条 外国旅行(本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。)の場合における旅費については、市長が別に定めるところにより、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の適用を受ける国家公務員の例により支給するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(同一地域内旅行の転居費等)</u></p> <p><u>第20条 同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。)内における旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは同項に規定する旅費に、家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張</u></p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(証人等の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定める職員の旅費に準じて規則で定める旅費とする。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p>
(新設)	<p><u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条第1項各号、第11条及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手當に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手當に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p>
(新設)	<p><u>第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当</u></p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(旅費の特例)</p> <p><u>第10条 特別の事情により旅費額表によりがたい場合においては、別に定額旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>2 市の区域内の旅費額は現に支払った運賃を支給する。</u></p> <p><u>3 公用車による出張には鉄道賃、車賃を支給しない。</u></p> <p><u>4 上級者と同行で出張した場合において、任命権者が必要と認めたときは、上級者と同額の旅費を支給することができる。ただし、市長以外の任命権者にあつては、市長と協議してこれを行なうものとする。</u></p> <p><u>5 職員以外の者が、市の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため、行政参考人等として旅行した場合には、その者に、別に市長が定める旅費を支給する。</u></p>	<p><u>に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u></p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第26条 (削る。)</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>特別職(市長、副市長及び教育長をいう。以下同じ。)に一般職の職員が随行する場合において、旅行命令権者が必要と認めたときは、当該一般職の職員に対し、特別職と同額の旅費を支給することができる。ただし、市長以外の任命権者にあつては、市長と協議してこれを行なうものとする。</u></p> <p>(削る。)</p>

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行	改正案																													
<p>6 昼食を伴わない場合の日当は、旅費額表の2分の1以内で、別に市長が定める額を支給する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削る。)</p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第27条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>(削る。)</p>																													
<p>(新設)</p> <p>別表(第3条関係)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">旅費額表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>鉄道</th> <th>車賃</th> <th>日当(1日につき)</th> <th>宿泊料</th> <th>食卓料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃、船 1キロメートル</td> <td>鉄道 100</td> <td>鉄道 100</td> <td>1夜につ き</td> <td>1夜につ き</td> </tr> <tr> <td>及び 航空賃</td> <td>キロメー トル以上</td> <td>キロメー トル未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ルに 水路 50</td> <td>水路 50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	旅費額表						区分	鉄道	車賃	日当(1日につき)	宿泊料	食卓料	賃、船 1キロメートル	鉄道 100	鉄道 100	1夜につ き	1夜につ き	及び 航空賃	キロメー トル以上	キロメー トル未満					ルに 水路 50	水路 50			
旅費額表																														
区分	鉄道	車賃	日当(1日につき)	宿泊料	食卓料																									
	賃、船 1キロメートル	鉄道 100	鉄道 100	1夜につ き	1夜につ き																									
及び 航空賃	キロメー トル以上	キロメー トル未満																												
	ルに 水路 50	水路 50																												

宇治市職員旅費条例新旧対照表

現行							改正案	
			つき	キロメー	キロメー			
			トル以上	トル未満				
			陸路 25	陸路 25				
			キロメー	キロメー				
			トル以上	トル未満				
特 級	市長 副市長 教育長	第5 条、第 6条及	37円	3,000円	1,500円	14,800 円	3,000円	
1級	職務の級が7 級及び8級で ある職員	び第7 条に規 定する	37円	2,600円	1,300円	13,100 円	2,600円	
2級	職務の級が6 級以下である 職員及び職員 以外の者	額	37円	2,200円	1,100円	11,000 円	2,200円	

宇治市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第14条 法第433条第7項の規定によつて関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)に規定する<u>1級の職員の旅費額(日当については、同条例別表日当の欄の左欄に掲げる額)</u>に相当する額を支給する。</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第14条 法第433条第7項の規定によつて関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)<u>の規定により一般職の職員に支給される旅費</u>に相当する額を支給する。</p>
第15条 (略)	第15条 (略)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 (略) (費用弁償)	第1条～第4条 (略) (費用弁償)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の規定により支給する旅費の額は、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)別表に掲げる特級に相当する額とする。	2 前項の規定により支給する旅費の額は、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第6条～第9条 (略)	第6条～第9条 (略)

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略) (費用弁償)</p> <p>第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額_____を支給する。</p>	<p>第1条～第3条 (略) (費用弁償)</p> <p>第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額を支給する。</p>
第5条・第6条 (略)	第5条・第6条 (略)

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案								
第1条～第13条 (略) (費用弁償)	第1条～第13条 (略) (費用弁償)								
第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定の例により、別表第3に定める旅費を支給する。	第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額を支給する。								
第15条・第16条 (略)	第15条・第16条 (略)								
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)								
別表第3(第14条関係)	(削る。)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>宇治市職員旅費条例別表に掲げる1級に相当する額</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分団長以下その他 の他の団員</td> <td>宇治市職員旅費条例別表に掲げる2級に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	旅費の額	団長	宇治市職員旅費条例別表に掲げる1級に相当する額	副団長		分団長以下その他 の他の団員	宇治市職員旅費条例別表に掲げる2級に相当する額	
区分	旅費の額								
団長	宇治市職員旅費条例別表に掲げる1級に相当する額								
副団長									
分団長以下その他 の他の団員	宇治市職員旅費条例別表に掲げる2級に相当する額								

宇治市実費弁償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略) (支給額)</p> <p>第3条 前条の実費弁償の額は、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)に規定する1級の職員の旅費額(日当については、同条例別表日当の欄に掲げる額)に相当する額とする。</p>	<p>第1条・第2条 (略) (支給額)</p> <p>第3条 前条の実費弁償の額は、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額とする。</p>
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (委員の報酬及び費用弁償)	第1条・第2条 (略) (委員の報酬及び費用弁償)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 審査会の委員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)別表に掲げる特級の旅費額に相当する旅費額を一般職の職員の例により支給する。	2 審査会の委員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額を一般職の職員の例により支給する。
第4条～第18条 (略)	第4条～第18条 (略)

宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (委員の報酬及び費用弁償)	第1条 (略) (委員の報酬及び費用弁償)
第2条 (略) 2 審査会の委員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)別表に掲げる特級の旅費額に相当する旅費額を一般職の職員の例により支給する。	第2条 (略) 2 審査会の委員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額を一般職の職員の例により支給する。
第3条 (略)	第3条 (略)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の旅費に相当する費用弁償)</p> <p>第20条 パートタイム会計年度任用職員の旅費に相当する費用弁償は、 宇治市職員旅費条例別表に掲げる2級の旅費額に相 当する額を同条例の適用を受ける職員の例により支給する。</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の旅費に相当する費用弁償)</p> <p>第20条 パートタイム会計年度任用職員の旅費に相当する費用弁償は、 宇治市職員旅費条例の規定により一般職の職員に支給される旅費に相 当する額を同条例の適用を受ける職員の例により支給する。</p>
第21条～第24条 (略)	第21条～第24条 (略)

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号 に該</p>

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案																																						
<p>当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u> <u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>第6条～第29条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 15%;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,200円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	<p>当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>第6条～第29条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 15%;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																				